

1 F サイト内区域区分管理

(1) 1Fサイト内区域区分管理状況

現状		区分	防護装備
管理対象区域	全面／半面マスク着用エリア	Red zone (アノラックエリア) ・1～3号機原子炉建屋内 ・1～4号機周辺各建屋のうち滞留水を保有するエリア	・全面マスク ・カバーオール2重 or アノラック ・作業靴 (R zone 専用) ・ヘルメット (R zone 専用) ・綿手袋+ゴム手袋
	β対象エリア (β線被ばくを考慮するエリア)	Yellow zone (カバーオールエリア) ・水処理設備(淡水化処理装置、多核種除去装置等)を含む建屋内※1 ・濃縮塩水、Sr処理水を内包しているタンクエリアでの作業※2、タンク移送ラインに関わる作業 ・1～4号機等建屋周辺(4m/10m盤) ・作業環境に応じて随時設定 (5・6号機建屋内や高線量ガレキ保管エリアの一部 等)	・全面マスク ・カバーオール ・作業靴 (Y zone 専用) ・ヘルメット (Y zone 専用) ・綿手袋+ゴム手袋
	上記以外		・半面マスク ・カバーオール ・作業靴 (Y zone 専用) ・ヘルメット (Y zone 専用) ・綿手袋+ゴム手袋
不要とするエリア	Green zone (一般服エリア) 上記を除くエリア	・DS2マスク ・構内専用服、一般作業服※3 ・作業靴 (G zone 専用) ・ヘルメット (G zone 専用) ・綿手袋+ゴム手袋、または軍手	
汚染のおそれのない管理対象区域		・免震重要棟内や休憩所内	

※1：視察等、作業ではない場合を除く。

※2：濃縮塩水等を取り扱わない作業、タンクパトロール、作業計画時の現場調査、視察等は除く。

※3：特定の軽作業（パトロール、監視業務、構外からの持ち込み物品の運搬等）

(2) 1Fサイト内エリア図



※ G zone 内で高濃度じん作業（建屋解体等）を行う場合、上図以外で濃縮塩水等を取り扱う作業を行う場合はY zoneを一時的に設定する。

※ 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水等を取り扱う作業やタンク移送ラインに関わる作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの装備とする。